(入札説明書別冊)

# 機材仕様書

案件名: インドネシア国インドネシア中部ジャワ州グンディガス田における二酸化炭素の地中貯留及びモニタリングに関する先導的研究向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書１「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　　格　本邦指定場所渡し（輸出用梱包込）価格の総額

(2)納入場所　国際協力機構指定倉庫(京浜又は京葉地区)

(3)納入期限　平成 25 年 9 月 30 日

(4)梱　包　輸出梱包（空送）

梱包の仕様は付属書 2「梱包条件書」に示すとおり

(5) 宛先等

（仕向地）Jakarta, Indonesia(空送)

（Consignee）Dr. Mohammad Rachmat Sule
Research Division of Applied Geophysics
Faculty of Mining and Petroleum Engineering
Institut Teknologi Bandung
BSC-B Building, 2nd floor, Jalan Ganesha No. 10,
Bandung 40132 - Indonesia
TEL: +62-22-250-9168, FAX: +62-22-253-4137
e-mail: rachmat@gf.itb.ac.id or rachmat.sule@gmail.com

(Notify Party) Mr. Takuya Murata
Sentral Senayan II, 14th Floor Jl. Asia Afrika No. 8, Jakarta 10270
TEL: +62-21-5795-2112
e-mail: Murata.Takuya@jica.go.jp

マーキングは、付属書２「梱包条件書」に示す方法により行う。

3　電源：単相電圧　(220V)　　周波数（50Hz)　 プラグ形状　（現地適応型）
　　　　三相電圧　　　　　　　　周波数　　　　　プラグ形状

4　銘板：英文品名:製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5　検査：

(1)納品検査　機構の指名する立会検査人が受注者、メーカー担当者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

6　輸出許可：　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布) 及びメーカー・代理店の該非判定書又はパラメータシートにより報告する。

7　提出資料：

| 提出資料名 | 同梱用 | 機構提出用 |
| --- | --- | --- |
| 取扱説明書（インドネシア語または英文） | 各１部 | 不要 |
| その他 | 不要 | 不要 |

※詳細は機材仕様明細書を参照

8　特記事項:

(1)据付技師の派遣

不要

(2)特殊梱包

精密機器扱い

(3)梱包材の熱処理・燻蒸処理

上記（2）の指定がなくても、経由国で梱包材の熱処理・燻蒸が必要とされている場合には、熱処理・燻蒸処理の上、熱処理・燻蒸証明書を提出すること。

(4) すべてのメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

(5)米国の再輸出規制に該当しないことを確認すること。該当することが判明した場合は契約から削除する。

以上

（機材仕様書付属書２）

# 梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先) Pilot Study for Carbon Sequestration and Monitoring in Gundih Area, Central Java Province, Indonesia




(仕向地)Jakarta, INDONESIA

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、　JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、　JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが

可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。
(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。
(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4　その他

特になし

以上